

答申第179号（諮問第233号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件審査請求の対象となった部分開示決定につき、同部分開示決定の対象行政文書一覧に優生手術台帳を追加した上で、優生手術台帳については別紙2に掲げる部分を除き、また、優生手術台帳を除く対象行政文書については第5の4（2）に掲げる部分を除き、開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、平成30年11月2日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「旧優生保護法に基づき実施された、いわゆる障害者らに対する強制不妊手術に関する一切の記録」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、優生手術台帳及び別紙1に記載する97の文書を特定した。
その上で、実施機関は、一部について開示をしない理由を次のとおり付して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年11月19日付けで審査請求人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

個人に関する情報であって、請求者本人以外に係る個人情報が含まれており、開示することにより当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれが生じるため。

なお、本件処分の対象行政文書一覧（以下「一覧」という。）には優生手術台帳の記載はなく、その他本件処分には優生手術台帳の開示等に関して触れられた形跡はない。

- 3 審査請求人は、平成31年2月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、対象行政文書特定の当否と本件処分で非開示とされた部分について、非開示処分を取り消し、開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書において述べている内容によると、次のとおりである。

原処分の対象行政文書特定の当否（他に対象となるべき行政文書が存在しないかどうか）及び非開示部分の非開示情報性の2点につき審理を乞う。ただし、優生手術対象者の個人情報保護秘匿されるべきは当然であるから争わず。藉口した不当な非開示がないことを確認されたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は次のとおりである。

1 対象行政文書の概要

請求のあった「強制不妊手術」に関する文書は、「優生手術台帳」（昭和38年度から昭和61年度までをひとつづりにしたもの。作成そのものに係る根拠規程等はない。）及び宮城県公文書館に保管されていた、①昭和28、29年度（昭和27年度の文書を含む）、②同32年度、③同33年度、④同35、36年度に作成された、「優生手術申請書」「優生保護審査会議事録」の4冊の簿冊（以下「4簿冊」という。）のみ存在している。

2 対象行政文書の検索状況

当該文書については、請求人が求める以前の、平成29年度から、本件に関連する開示請求があったことから、庁内関係各課及び地方機関において、キャビネットや書庫等を検索したほか、平成30年3月29日付けで、庁内関係各課及び地方機関あてに、優生手術関連文書について保全するよう依頼し、その後、同年7月13日付けで厚生労働省子ども家庭局長通知に基づく資料の保管状況等調査のために、再度全庁的に検索を行った結果に基づくものである。

3 非開示部分について

請求人が求める内容は、優生手術対象者の個人情報に該当しない不当な非

開示がないか確認することであるが、非開示決定とした「優生手術台帳」及び部分開示決定とした「4簿冊」の対象行政文書一覧の非開示部分は、個人情報により、保護秘匿する必要のある記録である。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は旧優生保護法に基づき実施された優生手術に関する一切の記録である。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、その非開示妥当性を検討する。

3 当審査会での審査及び検討対象等

(1) 本件行政文書の特定について

実施機関は第4の2のとおり文書の探索を行い、その結果「優生手術台帳」と以下の4つの簿冊（以下の①から④までを合わせて、以下「優生手術申請書等」という。）の存在を確認しており、これらの説明に、特段不合理、不自然な点はなく、首肯し得るものと認められる。

①昭和28、29年度（昭和27年度の文書を含む）「優生手術申請書」「優生保護審査会議事録」

②同32年度「優生手術申請書」「優生保護審査会議事録」

③同33年度「優生手術申請書」「優生保護審査会議事録」

④同35、36年度に作成された、「優生手術申請書」「優生保護審査会議事録」

(2) 本件処分^{かし}の瑕疵について

実施機関は、本来、「優生手術台帳」と「優生手術申請書等」の全て

の文書について開示決定等を行うべきところ、「優生手術台帳」を一覧に載せずに本件処分を行った。

実施機関からのこの事情に関する説明によれば、優生手術台帳については非開示と判断したため、部分開示リストとして作成した一覧に載せなかったとのことであるが、実施機関は、本件処分において優生手術台帳の開示等に関してなんら触れておらず、また本件処分とは別に非開示決定を行ってもいない。そうすると、本件処分は、結果として優生手術台帳についての開示等に関する判断を示していないと判断せざるを得ず、瑕疵があったと言わざるを得ない。

(3) 当審査会の審査及び検討対象について

当審査会の審査に当たっては、優生手術台帳を含む本件行政文書を審査対象とするものであるが、優生手術台帳については、令和元年7月23日付け答申第166号（以下「答申第166号」という。）において、強固なプライバシー保護の観点から、条例第8条第1項第2号に該当する非開示項目について、別紙2に記載するとおり判断を示している。

当審査会は、現時点においても、上記答申の判断は妥当であると判断する。

そのため、当審査会としては、「優生手術申請書等」についても当該答申と同じ考え方に立脚し、以下に検討するものである。

4 「優生手術申請書等」の条例第8条第1項第2号の該当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の

公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において，当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち，当該公務員等の職，氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項第2号該当性の検討

「優生手術申請書等」には，優生手術に関する個人情報に記載されており，プライバシー情報として強固に保護することが求められる。したがって被手術者とされた者の特定につながる情報は，間接的な情報も含めて，慎重に検討していく必要がある。

実施機関が「優生手術申請書等」において非開示とした情報のうち，以下の情報については，優生手術を受けた者の個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別できないが，公開することにより，なお，個人の権利利益が害されるおそれがあるものであり，条例第8条第1項第2号に該当する。よって，非開示としたことは妥当である。

- イ 被申請者（被手術者，優生手術を受くべき者及びその他同趣旨の表現を含む。）に係る住所，氏名，本籍，現住所，生年月日，病名，発病後の経過，現在の症状，申請理由，手術実施等月日，付添人氏名，優生保護法の該当条項（ただし，実施機関が開示したものは除く。），居住する市町村名・首長名・公印の印影，被申請者及び家族の言行等
- ロ 家族に係る氏名，年齢，職業，勤務先，遺伝関係調査結果，続柄（ただし，病気等に罹患していないとされる旨の記載がある者を除く。），優生手術希望の有無等
- ハ 健康診断医師に係る氏名，所属医療機関名（所属診療科名を除く。）・所在地
- ニ 申請医師（申請者，主治医及びその他同趣旨の表現を含む。）に係る住所（所属診療科名を除く。），氏名，所属医療機関名（所属診療科名を除く。）・所属機関名・所在地，手術希望の月・医療機関名・手術者名
- ホ 委託医師（手術指定医師，指定医師及びその他同趣旨の表現を含む。）に係る住所（所属診療科名を除く。）・診療科に冠した固有名詞，氏名，所属医療機関名（所属診療科名を除く。）・診療科に冠した固有名詞・所在地
- ヘ 委託医療機関（請求医療機関名を含む。）に係る名称（診療科名を

除く。), 診療科に冠した固有名詞, 所在地, 管理者名, 会計責任者名
一方, 上記以外の部分については, 個人が識別され, 若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが, 公開することにより, なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものとまでは認められない。

よって, 条例第8条第1項第2号には該当せず, 開示すべきである。

5 優生手術台帳の条例第8条第1項第2号の該当性について

当審査会が, 優生手術台帳について, 現時点においても答申第166号の判断を妥当であるとするのは前述のとおりである。そのため, 優生手術台帳については, 当該答申において非開示とすべき項目の記載を除き, 開示すべきである。

6 結論

以上のとおり, 当審査会は, 本件処分のうち, 実施機関の判断が示されていない優生手術台帳については別紙2に掲げる非開示項目を除き, また, 実施機関が非開示と判断したことが示されている「優生手術申請書等」については第5の4(2)に掲げる非開示項目を除き, 開示すべきであると判断した。

第6 付言

第5の3(2)で述べたとおり, 本件処分においては, 結果として, 特定された対象行政文書の一部についての開示等に関する判断が示されていない。また, 行政文書特定の際に落丁及び重複が認められた。今後, 実施機関において開示決定等を行うに当たっては, 条例第6条第2項の趣旨及び行政文書開示事務取扱要綱第3の5(7)イ「開示決定, 部分開示決定及び非開示決定の場合は, 当該行政文書の件名, 文書番号等を正確に記入すること。」に基づき適正に処理するとともに, 落丁等を生じさせないよう留意することを求める。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は, 別紙3のとおりである。

別紙 1

番号	年度	対象行政文書
1	S28	優生手術の委託について（通知）（起案）
2	S28	優生手術の委託について（起案）
3	S28	優生手術交付金について
4	S28	優生手術の委託について（通知）
5	S28	請書
6	S28	優生手術委託料請求書
7	S28	優生手術の委託について（起案）
8	S28	請書
9	S28	優生手術の委託について（起案）
10	S28	優生手術の委託について（起案）
11	S28	請書
12	S28	優生手術の委託について（起案）
13	S28	優生保護審査会開催通知
14	S28	請書
15	S28	請求書
16	S28	請書
17	S28	優生手術の委託について（起案）
18	S28	優生保護審査会開催通知
19	S28	請書
20	S28	優生手術の委託について（起案）
21	S28	優生保護審査会開催通知
22	S28	優生手術の委託について（起案）
23	S28	請書
24	S28	優生保護審査会開催通知
25	S28	優生手術の委託について（起案）
26	S28	優生手術の委託について（起案）
27	S27	優生手術の委託について（起案）
28	S29	優生手術の委託について（起案）
29	S29	優生手術の委託について（起案）
30	S29	優生手術の委託について（起案）
31	S29	優生手術の委託について（起案）
32	S29	優生手術の委託について（起案）
33	S29	優生手術の委託について（起案）

番号	年度	対象行政文書
34	S29	優生保護審査会議事録
35	S29	優生保護審査会議事録
36	S29	優生保護審査会議事録
37	S29	優生保護審査会議事録
38	S29	優生保護審査会議事録
39	S29	優生保護審査会議事録
40	S32	優生保護審査会開催（起案）
41	S32	優生手術の委託（起案）
42	S32	優生保護審査会開催（起案）
43	S32	優生手術の委託（起案）
44	S32	優生保護審査会開催（起案）
45	S32	優生手術の委託（起案）
46	S32	優生手術の委託（起案）
47	S32	優生手術実施医師の指定替について（起案）
48	S32	優生保護審査会開催について
49	S32	優生保護審査会開催（起案）
50	S32	優生保護審査会開催（起案）
51	S32	優生手術申請について
52	S32	優生保護審査会会議録
53	S32	優生保護審査会会議録
54	S33	優生保護審査会議事録
55	S33	優生保護審査会議事録
56	S36	優生保護審査会開催（起案）
57	S36	優生手術の委託について（起案）
58	S36	優生手術に伴う入院期間について
59	S36	優生手術実施について
60	S36	優生保護審査会の開催について（起案）
61	S36	昭和 35 年度優生手術実施に伴う注射料について（起案）
62	S36	優生手術申請の受理並びに審査会開催について（起案）
63	S36	優生手術の可否決定並びに委託について（起案）
64	S36	優生手術の可否決定並びに委託について（起案）
65	S36	優生保護審査会の開催について（起案）
66	S36	優生手術実施指定医師の変更について（起案）
67	S35	優生保護審査会開催について（起案）

番号	年度	対象行政文書
68	S35	優生手術の委託について（起案）
69	S35	請書
70	S35	優生保護審査会開催（起案）
71	S35	優生手術の委託について（起案）
72	S35	優生保護審査会開催について（起案）
73	S35	優生手術の委託について（起案）
74	S35	優生手術の委託について（起案）
75	S36	様式（可否決定通知，請書）
76	S36	優生手術の委託請書について
77	S36	優生手術委託料請求書
78	S36	請書，可否決定通知書
79	S36	優生手術の委託請書について
80	S36	請書
81	S36	優生手術委託料請求書
82	S36	請書，可否決定通知，医師指定通知
83	S35	優生手術の適否決定並びに優生手術実施医師の指定について
84	S35	優生手術の実施について（起案）
85	S35	優生保護審査会開催について（起案）
86	S35	優生手術の委託について（起案）
87	S35	優生保護審査会開催について（起案）
88	S35	優生手術の委託について（起案）
89	S35	優生保護審査会開催について（起案）
90	S35	優生手術の委託について（起案）
91	S35	請書
92	S35	優生手術委託料請求書
93	S35	請書
94	S35	事務連絡
95	S36	請書
96	S36	優生手術委託料請求書
97	S36	請書

別紙 2

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
3	昭和61年度優生手術個人別台帳	被手術者氏名, 被手術者姓別, 被手術者年令, 被手術者住所, 優生保護法の該当条項, 申請理由, 申請者氏名, 申請者住所, 手術者氏名, 手術者住所
5	昭和56年度優生手術個人別台帳	被手術者氏名, 被手術者姓別, 被手術者年令, 被手術者住所, 優生保護法の該当条項, 申請理由, 申請者氏名, 申請者住所, 手術者氏名, 手術者住所
7	昭和54年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 性別, 年令, 疾病名, 手術実施病院名, 手術術式
8	昭和54年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 性別, 年令, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 優生保護法の該当条項, 手術実施月日
10	昭和53年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 優生保護法の該当条項, 手術実施月日
11	昭和53年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
13	昭和52年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 性別, 年令, 疾病名, 手術実施病院名, 手術術式
15	昭和51年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 性別, 年令, 疾病名, 手術実施病院名, 手術術式
17	昭和50年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
18	昭和50年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 優生保護法の該当条項, 手術実施月日
20	昭和49年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
21	昭和49年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
22	昭和49年度被手術者名簿	優生保護法の該当条項, 被手術者氏名, 被手術者現住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日 上側の表の標題部分2文字目から6文字目まで 下側の表の標題部分2文字目から5文字目まで
23	昭和49年度被手術者名簿	被手術者氏名, 被手術者現住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日 表の下3行目1文字目から終わりまで 表右側欄外6行目1文字目から3文字目まで
24	昭和49年度被手術者名簿	被手術者氏名, 被手術者現住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日, 電話番号
26	昭和48年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
27	昭和48年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
28	昭和48年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
29	昭和48年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日 表中19行目下段1文字目から5文字目まで及び8文字目から終わりまで 表右側欄外6行目1文字目から6文字目まで
30	昭和48年度被手術者名簿	被手術者氏名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日, 電話番号, 審査会における決定申請理由, 審査会における決定指定医師氏名 下側の表の左から9番目上から3番目の項目の6文字目及び8文字目から9文字目まで
31	昭和48年度被手術者名簿	被手術者氏名, 被手術者現住所, 申請理由, 手術者氏名, 手術者住所, 申請者氏名, 申請者住所, 手術実施月日, 優生保護法の該当条項 下側の表の標題部分2文字目から5文字目まで 上側の表右側欄外の1文字目から29文字目まで
33	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
34	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
35	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
36	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
37	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
38	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 手術実施病院, 手術月日
39	昭和47年度優生手術個人別明細書	氏名, 手術実施病院, 手術月日
41	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日
42	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日
43	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日, 病院名 表中左から8番目上から6番目の項目の上段10文字目から13文字目まで及び下段3文字目から9文字目まで
44	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日, 指定医師名, 変更申請医師名, 住所, 病院名 下側の表中左から9番目上から2番目の項目の上段3文字目から終わりまで及び下段3文字目から終わりまで

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
45	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日
46	特定個人に係る電話箋	<p>1行目3文字目から7文字目まで</p> <p>2行目3文字目から終わりまで</p> <p>3行目4文字目から終わりまで</p> <p>4行目4文字目から終わりまで</p> <p>5行目14文字目から終わりまで</p> <p>6行目7文字目から終わりまで</p> <p>7行目5文字目から終わりまで</p> <p>9行目3文字目から7文字目まで及び19文字目から終わりまで</p> <p>11行目1文字目から17行目11文字目まで</p> <p>20行目1文字目から21行目の終わりまで</p>
47	特定個人に係る電話箋	<p>1行目3文字目から7文字目まで</p> <p>2行目3文字目から終わりまで</p> <p>3行目4文字目から終わりまで</p> <p>4行目4文字目から終わりまで</p> <p>5行目14文字目から終わりまで</p> <p>6行目7文字目から終わりまで</p> <p>7行目5文字目から終わりまで</p> <p>9行目3文字目から7文字目まで及び19文字目から終わりまで</p> <p>11行目1文字目から17行目11文字目まで</p> <p>20行目1文字目から21行目の終わりまで</p>

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
48	昭和47年度被手術者名簿	被手術者名, 被手術者住所, 申請理由, 手術者名, 手術者住所, 申請者名, 申請者住所, 手術実施月日, 優生保護審査会指定医師名, 今回指定医師氏名, 今回指定医師住所
50	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
51	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
53	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
54	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
55	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
56	昭和46年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
58	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
59	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日 表下側欄外1文字目から3文字目まで
60	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
61	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
62	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
63	昭和45年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
65	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
66	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
67	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
68	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
69	昭和44年度優生手術個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
71	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
72	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
73	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
74	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名 表中左から2番目上から16番目の項目の1文字目から終わりまで 表左側欄外1行目から終わりまで
75	昭和43年度優生手術費交付金個人別支出明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
76	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
77	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
78	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
79	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
80	昭和43年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
82	委託料および扶助料請求	請求月日, 手術実施指定医師, 患者氏名

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
83	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
84	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
85	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
86	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
87	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
88	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日 表中左から20番目上から15番目の項目の1文字目から終わりまで
89	昭和42年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
90	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
91	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
92	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
93	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
94	昭和42年度優生手術費交付金個人別明細書	氏名, 疾病名, 手術実施病院名
96	委託料請求	請求月日, 手術実施指定医師, 患者氏名, 病院名
97	扶助料請求	請求月日, 請求者氏名
98	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
99	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日

ページ	対象行政文書	非開示とすべき項目
100	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 手術実施病院, 手術月日
101	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
102	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
103	昭和41年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院, 手術月日
105	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日
106	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日
107	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日 表中左から19番目上から15番目の項目の2文字目から3文字目まで
108	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日
109	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日 表中左から19番目上から16番目の項目の7文字目から終わりまで
110	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日
111	昭和40年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院
113	昭和39年度優生手術個人別明細書	氏名, 疾患名, 手術実施病院名, 手術月日 表中左から19番目上から2番目の項目の4文字目から8文字目まで

ページ	対象行政文書一覧	非開示とすべき項目
1 1 4	昭和39年度優生手術個人別明細書	氏名，疾患名，手術実施病院名，手術月日 表中左から19番目上から14番目の項目の4文字目から7文字目まで及び上から20番目の項目の4文字目から8文字目まで
1 1 5	昭和39年度優生手術個人別明細書	氏名，疾患名，手術実施病院名，手術月日
1 1 6	委託料の請求	請求月日，手術実施指定医師，患者名 表中左から4番目上から1番目の項目の1文字目から終わりまで
1 1 7	扶助費	請求月日，患者名
1 1 9	昭和38年度優生手術個人別明細書	氏名，疾患名，手術実施病院名，手術月日

- 1 ○行目とは，罫線が引かれている行については罫線ごとに数え，罫線がない部分については，文字が記載されている行を一番上から1行目として，順次数え上げたものである。
- 2 ○文字目とは，1行中に記載された文字を左詰めにした場合，一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。なお，句読点，文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし，空白は除いている。

別紙 3

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 元. 7. 19	○ 諮問を受けた。(諮問第228号)
令和 元. 12. 23 (第398回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 1. 29 (第399回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 2. 27 (第400回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 3. 26 (第401回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 5. 18 (第403回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 6. 22 (第404回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 8. 24 (第406回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 9. 28 (第407回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 10. 23 (第408回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 11. 25 (第409回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 2. 12. 23 (第410回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 3. 1. 25 (第411回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 3. 2. 22 (第412回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 3. 3. 26 (第413回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 3. 4. 23 (第414回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和2年9月30日まで）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事兼事務局長	
蘆立順美	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	
十河弘	弁護士	会長
松尾大	弁護士	

（令和3年5月19日現在）

氏名	区分	備考
青木ユカリ	特定非営利活動法人 せんだい・みやぎ NPO センター 常務理事兼事務局長	
板明果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
滝澤紗矢子	東北大学大学院法学研究科教授	
千葉達朗	弁護士	
松尾大	弁護士	会長